

## 議案第107号

### 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

国の「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年港区条例第52号）等（以下「条例等」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 改正理由

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われたことに伴い、条例等の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 条例等で引用している児童福祉法の条項番号等を変更します。
- (2) その他規定の整備

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 改正する条例

1	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
3	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
4	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
5	港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 一条関係）	改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十 七条の二第一項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影 響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉 法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる 行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはなら ない。</p>	
<p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(後略)</p>	

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表（第二条関係）

改 正 案	現 行
(前略)	(前略) <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
(後略)	(後略) <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

この条例は、公布の日から施行する。

付  
則

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第三条関係）

改 正 案

現 行

（前略）

（前略）

（虐待等の禁止）

（虐待等の禁止）

第十四条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第  
三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身  
に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十四条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第  
三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害  
な影響を与える行為をしてはならない。

（後略）

（後略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第四条関係）

改 正 案

現 行

(前略)

(一般原則)

第三条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(前略)

(一般原則)

第三条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区又は市町村（以下「区市町村」という。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ど

4 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ど

もに対し、児童福祉法第三十三條の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（中略）

（電磁的記録等）

第五十三条（略）

2～5（略）

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項（以下「この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付す

もに対し、児童福祉法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（中略）

（電磁的記録等）

第五十三条（略）

2～5（略）

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項（以下「この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付す

る」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項の規定により記載事項を提供しよう」とあるのは「第六項において準用する第二項の規定により同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「第六項において準用する第六項において準用する第二項各号」と、「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項は「第六項において準用する前項」と、「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、「前項」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

(後略)

付  
則

この条例は、公布の日から施行する。

「第二項の規定により記載事項を提供しよう」とあるのは「第六項において準用する第二項の規定により同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようと/orする」と、「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、「第五項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

(後略)

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第五条関係）

改 正 案

現 行

(前略)

(前略)

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(後略)

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。